

大気汚染防止法違反への対応状況について

1. 背景

本年7月以降、日本製紙6工場、王子製紙4工場における大気汚染防止法違反（排出基準値超過、測定値改ざん）が明らかになるなど、全国の製紙工場と同様の違反が相次いで判明。

環境省では、日本製紙及び王子製紙に対して、原因の究明及び再発防止策の検討を直接指示したほか、日本製紙連合会に対して、再発防止に向けた対応を求めた。製紙連合会会員各社は、法令遵守状況の総点検を実施。

2. 製紙業界に対する調査及び調査結果に基づく指導

製紙工場において法令遵守状況の総点検が実施されることを踏まえ、各自治体（都道府県及び大気汚染防止法政令市）に対して、工場から報告を徴収し必要に応じて適正な指導を行うよう要請（8月2日）。

その結果、調査時点で既に判明していたものを含め、全国の25工場（15社）において大気汚染防止法の違反が確認された。環境省としては、この結果を重大に受け止め、水・大気環境局長から日本製紙連合会会長宛ての通知により、環境法令の遵守徹底について指導したところ（9月18日）。

なお、点検結果については、9月19日付けで公表。

3. その後の対応

（1）製紙業以外の業種についても大気汚染防止法の遵守を徹底させるため、10月30日に全国の都道府県等を招集し、自治体に対して、特に業種を特定せず、一定規模以上の工場を対象に、大気汚染防止法に基づく立入検査等を緊急に実施するよう要請したところ。

（2）事業者による公害防止法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）の遵守が確実に実施されるための方策等について、現在、有識者、自治体、事業者等からなる「効果的な公害防止取組促進方策検討会（座長 細田慶應義塾大学教授）」において検討をいただいているところ。

ばい煙発生施設の立入検査の自治体への要請について

1 経緯

本年7月以降、大手を含む製紙工場において、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の排出基準の超過や記録の改ざん等の違反が相次いで明らかとなった。

これを踏まえ、環境省では、事業者における大気汚染防止法遵守の徹底を図るため、関係自治体の担当者が参集する会議を10月30日に開催し、一定規模以上の工場への重点的な立入検査を実施することについて要請を行った。

2 自治体に要請した立入検査対象工場

(1) 規模

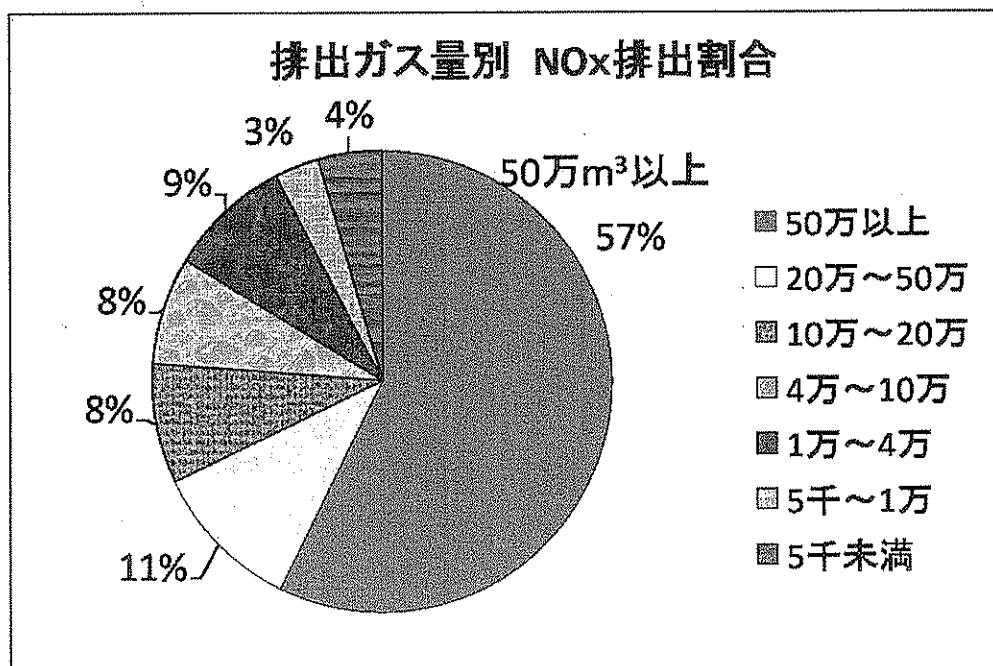
排出ガス量が毎時50万 m^3 以上のばい煙発生施設を有する工場・事業場

〔 全国で排出されているばい煙量の1/2以上を捕捉
全国で464工場が対象 〕

(2) 実施期間

19年度内に実施

なお、排出ガス量毎時20万 m^3 以上の工場についても、できるだけ早期に立入検査を実施するよう併せて要請。



効果的な公害防止取組促進方策検討会

環境省水・大気環境局

1. 開催趣旨

昨今、一部の事業者において、不適切な設備管理による大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の公害防止法令（以下「公害防止法令」という。）の排出基準の超過や公害防止管理者による測定データの改竄が明らかとなり、公害防止に係る環境管理に綻びが生じている事例が報告されている。また、昨今、関係都道府県等も、その状況を見抜けずに、不適切な状況が継続している事案もみられている。

昨年度、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践する際に参考となる行動指針を示し、事業者に対して周知を図っているところであるが、昨今の不適切事案の発生も踏まえ、事業者による公害防止法令の遵守が確実に実施されるための方策等についてさらに検討を進め、不適切事案の発生防止を図る必要がある。

事業者や地方公共団体の公害防止取組や手続きに関する現状と課題を整理したうえで、事業者による公害防止法令の遵守が確実に実施されるための方策等のあり方について検討するための検討会を設置する。

2. 検討事項

本検討会において、ヒアリングやアンケートを通じて、公害防止取組や公害防止法令等の実態、事業者による不適正事案の発生要因等の分析を行い、事業者取組の厳正化を図り効果的・効率的に公害防止を実施するための方策について、制度的な対応も含め、以下の事項に関して所要の検討を進める。

- (1) 事業者のよる不適正事案発生の要因分析
- (2) 公害防止法令に定める規制基準遵守の担保の仕組みの分析
- (3) 今後の方策のあり方の検討

3. スケジュール（開催状況）

数回にわたって審議・検討を行い、検討結果を取りまとめる。

- 第1回 平成19年8月30日
- 第2回 平成19年9月21日
- 第3回 平成19年10月29日
- 第4回 平成19年12月7日
- 第5回 平成20年1月30日（予定）